



今回は、積丹町産業交流雇用対策推進施設（岬の湯しゃこたん）の特別会計の現状について紹介します。

施設の概要

岬の湯しゃこたんは、本町の恵まれた自然景観を生かしたふれあいの場として、町民の健康を増進させるとともに、都市との交流促進による観光の振興を図り、地域の活性化を目的として平成14年1月に開業した施設で、平成25年3月末までの累計で、約138万人の利用がありました。施設の概要は【表1】入館者の状況は【表2】のとおりです。

岬の湯しゃこたんの入館者は、開業翌年度の平成14年度に記録した18万3,000人をピークに減少傾向にあり、平成22年度には10万人を割り込む状況にあります。

また、平成23年度は東日本大震災等の影響もあり、過去最少の8万1,284人に止まりました。

【表2】 入館者の状況

年度	入館者
平成22年度	89,042人
平成23年度	81,284人
平成24年度	81,721人

【表1】 施設の概要

- 構造 鉄筋コンクリート一部木造平屋建て
- 主体施設 (1,837.46㎡)
 - ・浴室 高温湯、中温湯、泡風呂、水風呂
 - ・サウナ、露天風呂（大・小）
 - ・売店、軽食コーナー、交流談話室、ギャラリー
- 付帯施設
 - ・交流施設 (181.89㎡)
 - ・温泉水処理施設 (72.57㎡)
 - ・引湯施設 (16.82㎡)
 - ・駐車場 (6,698.70㎡・収容台数120台)
 - ・連絡道路（野塚温泉通り線 (572m)）
- 総事業費 9億6,179万8千円

国庫補助金 8,097万円	道補助金 1億1,750万円
過疎債 7億570万円	一般財源 5,762.8万円

収入・支出の状況

岬の湯しゃこたんは、平成14年度から「積丹町産業交流雇用対策推進事業特別会計」（以下「温泉特会」といいます。）として経理されており、

平成22年度から平成24年度までの収入・支出の状況は【表3】のとおりです。

(1) 収入の状況

岬の湯しゃこたんの収入は、使用料や各売上収入等のほか、町の一般会計からの繰入金があり、平成24年度では9,999万8,000円と収入全体の55.6%を占めています。

本来、特別会計は、料金収入など、「特定の収入」をもって支出を賄い、単独で収支の均衡を図る必要がありますが、温泉特会では、温泉の使用料収入等のみで収支を均衡させることができていない

ため、一般会計からの繰入を行っていきます。この繰入金は、更に次のように区分できます。

ア 基準内繰入金

(5,121万円)

一般会計からの繰入金のうち、法令等の一定の基準に基づき、特別会計で必要とされる費用の繰入れが認められているものを「基準内繰入金」といいます。

町では、岬の湯しゃこたんの建設に当たって、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」といいます。）に基づく地方債（過疎債）を発行して建設資金の多くを調達しています。

この過疎債は、9月号で説明したとおり「借金」です。町は、毎年決められた額を返済しており、この返済のことを「償還」といいます。償還に当たっては、過疎法

【表3】 収入の状況

(単位：千円)

区分	H22年度	H23年度	H24年度
使用料	53,981	48,104	44,552
売店売上	14,151	13,331	12,712
軽食売上	18,480	16,352	15,689
自動販売機収入	5,798	5,589	5,814
その他収入	1,478	1,879	1,243
一般会計繰入金	108,521	94,416	99,998
計	202,409	179,671	180,008

支出の状況

(単位：千円)

区分	H22年度	H23年度	H24年度
人件費	31,204	32,432	34,515
高熱水費	24,404	27,302	26,582
賄材料費	22,376	19,588	19,412
維持費・入湯税等	51,255	27,179	26,329
公債償還費	73,170	73,170	73,170
計	202,409	179,671	180,008

の規定に基づき、償還額（元金と利子）の70%が地方交付税として財源措置されますが、町では、この額を基準内繰入金として温泉特会に繰り入れていきます。

イ 基準外繰入金

(4,878万円)

一般会計からの繰入金のうち、基準内繰入金以外のもの

を基準外繰入金といい、平成24年度では48,779千円となっています。では、温泉特会の基準外繰入金とはどのようなものでしょうか。

まず一つ目として、過疎債の償還額のうち、地方交付税として財源措置されない部分（30%）があります。そして、二つ目は「赤字」の部分です。

(2) 支出の状況

平成24年度の基準外繰入金は、過疎債償還分2,195万1千円と赤字部分2,682万8千円となっています。

温泉特会における支出は、人件費や売店・軽食等の仕入代金、水道光熱費、入湯税等

のほか、公債（地方債）償還費があり、支出に占める公債償還費の割合は40.6%に上ります。なお、施設建設時の

公債償還費は平成25年度の償還をもって終了します。

温泉特会の課題

特別会計は、前述のとおり「単独で収支の均衡」を図ることが原則です。しかし、現

状では、公債償還費分と赤字補填分として一般会計からの繰入が続いており、平成14年度の開業以来、平成24年度までの繰入額は、公債償還費分6億993万円、赤字補填分1億6,478万円、総額では7億7,471万円となっています。

このうち、公債償還について、平成25年度で終了することから、平成26年度以後は、赤字や新たな起債が生じなければ一般会計からの繰入をしなくても済むようになります。

では、赤字を解消するためには、入館者数や売上をどの程度伸ばす必要があるのか。

(1) 利用者数の増加は？

(1) 利用者数の増加は？

現在、岬の湯しゃこたんの大人の入館料は一人600円となっています。

平成24年度の赤字額は2,682万円です。単純計算では、利用者を約4万5千人増加させて、年間約12万7千人の利用者とするのができれば、赤字を解消することができます。

しかし、建設時の計画目標12万5千人に対し、平成19年度までは、年間12万人を超える利用者がありましたが、この間も平均で年間

1千万円程度、一般会計から赤字分の補填を行ってきました。これは、利用者数の増加に比例して、光熱水費や材料費等のランニングコストも併せて増加するためです。

(2) 一人当たり利用額の増加は？

平成24年度では、8万1,721人の入館者があり、使用料、売店売上収入、軽食売上収入等の合計は7,876万7千円で、入館者一人当たりの利用額は約963円でした。仮に、入

館者が大きく伸びないとした場合、一人当たりの利用額を328円増加させ、1291円とすることができれば赤字を解消することができます。

方法としては、入館料の値上げや、軽食メニューの見直しや売店の品揃えの充実等が上げられますが、利用料や軽食料金の値上げは利用者等の減少に繋がることから慎重な検討が必要です。また、軽食メニューの増加のためには、新たな厨房機器の導入や仕入経費の増加等についても検討が必要になります。

(3) 経費の縮減は？

岬の湯しゃこたんを運営していくためには、ここで働く人の人件費、電気料や上下水道料、建物や設備の保守・修繕費、売店・軽食コーナーの仕入れ代等、様々な経費が必要となります。

町では、これまでも入館者

が大きく減少する冬期間の営業時間を短縮するなど取組を行ってきました。

しかし、岬の湯しゃこたんは、開業から12年目を迎えており、今後、建物の改修や機器の更新・修理などに多額の経費がかかってくる予想されています。計画的な保守や設備の更新整備に必要な財源確保が重要になってきています。



▲絶景が自慢の露天風呂



▲イベント開催時の様子

課題解決に向けた検討

■現在は、後志管内の大半の町に温泉があり、また、本町を訪れる観光客の多くを占める札幌圏には、様々な日帰り入浴施設が数多くあることから、「温泉だけの力」で入館者を増加させることは困難な状況にあると考えられます。

また、岬の湯しゃこたんは、営業を始めてから12年目を迎えており、今後、建物の改修や機器の更新・修理などに多額の経費がかかって来ることを予想されます。

レジャーが多様化する現在、積丹町を訪れる観光客の数は減少傾向にあります。当町には、神威岬等の景勝地、ウニを始めとする食、鯨場音頭や美国神社例大祭などの文化資源などがあり、また、これからの観光の中心をなす「体験観光」を展開するため、フィールドも数多くあります。

今後とも、関係する団体や

観光関連事業者との連携の下、本町を訪れる観光客の増加が図られるよう、体験観光や食など積丹の新たな魅力を発信し、その中で、利用いただく方が岬の湯しゃこたんので快適に過ごせるよう、サービスの向上等に努めるとともに、より効率的な運営のために、指定管理者制度（注1）の導入、委託可能な業務の外部委託・民間貸付など、新たな運営方式のあり方についても検討する必要があります。

（注1）指定管理者制度

平成5年に地方自治法が改正され、地方自治体が所管する施設の管理・運営を株式会社を始めとする営利企業、財団法人、NPO等に民間的な経営力の活用を期待して「包括的に代行」させることができるようになり、町においても平成18年に「積丹町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」を定め、公の施設の指定管理者導入が可能となりました。現在、「味処しゃこたん」がその例です。

■岬の湯しゃこたんは、現在、一般会計からの繰入が続いていますが、開業以来、町民の皆様を始めとする多くの皆様に利用いただくとともに、本町の観光資源の一つとしての大きな役割も担っています。

また、岬の湯しゃこたんで働く人はそのほとんどが積丹町民で、かつ臨時的公務員としての雇用条件や配置、人員確保に難しさもあり、また、燃料や軽食等の仕入先も町内の事業者が主となっていることから、人件費として約3,400万円、仕入経費として約2,045万円を支出しているほか、町にも上下水道料として約72万円、入湯税とし

て約1,164万円の税収があるなど、町内の経済・雇用にも大きな役割を果たしています。

■一方、この施設は、町が設置し運営する施設、すなわち、町民の皆さんの大切な公有財産です。

従って、自治体の公有財産である限りにおいては、その施設の管理運営や会計処理においても、法令や条例の順守義務があり、民間施設のように弾力的、機動的な多様な「集客商品づくり」や「働く人の配置」などの経営対策が容易に実行できないという宿命的な制約も多くあります。

今後、この施設の運営を続けていくためには、その課題の克服とともに、当町の財政再建後の3つの課題の一つである「健全財政の維持」という観点からも、町民の皆さんの意見を広くお聞きし、議会での幅広い議論をしていくことが何よりも大切です。

知っていますか？ 道の「苦情審査委員」制度

- 道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員制度」です。
- 皆さん自身の利害に関することで、道政に対する苦情であれば、「苦情審査委員」に申し立てができます。
- 皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査を行います。
- 審査の結果、道の業務に不備な点や制度の問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。
- もちろん個人情報保護にも十分考慮します。

【問合わせ先】北海道総合政策部知事室道政相談センター TEL 011-204-5523